

第三編
現代

第一章 占領・復興期

第一節 連合軍の進駐と神奈川県

一 進駐軍と神奈川

敗戦直後の混乱

一九四五（昭和二十）年八月十四日、日本政府はポツダム宣言の受諾をスイス、スウェーデン政府を介して連合国に申し入れた。翌八月十五日の正午から、天皇の「玉音放送」を通じて日本の降伏の事実は国民に知らされたのであった。

その日、県知事藤原孝夫は次のような神奈川県告諭第一号を発表した。

本日畏クモ大詔ヲ拝ス

上御一人ニ対シ奉リ洵ニ恐懼措ク処ヲ知ラズ事態コ、ニ至ル、帝国ノ前途ハモトヨリ益々困難ヲ加フベシト雖モ神州ノ不滅ト国体ノ存続ニツイテハ微動ダモスルコトナシ、コノ上ハ県民ヨク堪ヘ難キニ堪ヘ、忍ビ難キヲ忍ビ帝国ノ運命ヲ将来ニ開拓セザルベカラズ、事コ、ニ至ツテ苟シクモ私意ニヨリ輕率妄動シ、秩序ヲ乱スガ如キコトアラバ宏大無辺ナル大御心ニ副ヒ奉ル所以ニアラザルノミナラズ他ノ乗ズルトコロトナルベシ、全県民一心益々ソノ結束ヲ固クシ速カニ国力ヲ養ヒ、国威ノ恢弘ニ専念シ以テ聖慮ニ答ヘ奉ランコトヲ期スベシ（横浜の空襲を記録する会『横浜の空襲と戦災』5）

未曾有の敗戦によって日本の将来がどうなるのか、これからの生活がどうなっていくのか、見通しのつかないのは国民のみならず指導者についても同様であった。敗戦前後の県内各層の動きはほとんどが見通しのない暗中模索の裡にとられたのである。

当時の内務省の資料は

一 一般県民ハ抗戦ト思ツテキタ者多ク昨日ノ発表ニテ一時茫然自失ノ態

金融界ニ於テハ郡部ノ銀行・郵便局ノ予金引出シ多ク、一部ニ於テハ事実上手持金足リズ仕^止停止ノ状況ヲ現出シアル所アリ

神奈川県ハソノ特質上敵ノ最初ノ上陸地点タルベントノ想像アリ『敵ハ十八日神奈川県ニ上陸スル』ノ流言多シ（中略）

二 駐在部隊ハ一般ニ格別ノ動キナキモ

(1) 断部隊（軍）ニ於テハ一千八百万円ノ予算ノ内一千万円ヲ昨日日本銀行ヨリ引き出ス

(2) 追浜特攻隊ニ於テハ斬込隊ヲ組織セリトノ情報アリ

(3) 戸塚駅ニ昨日海軍機ノ撤布セルビラト同様ノモノヲ撤布セリ（中略）

八 ◎特異ナル点

横浜・川崎・横須賀三市ノ婦女女子ヲ山間ノ方ニ疎開サセルベク暗ニ指導シツツアリ（『横浜の空襲と戦災』5）

などと県内の動向を記している。

当時の関係者の回想によれば、八月十六日に、県庁の各係、出先機関の麻長、地方事務所長、それに横浜・川崎・横須賀の三市長を集め「藤原知事から敗戦になったについて、県としてまた地方の麻長としてどういうふうな事に当って行くかということについての一応のお考えを述べられたのであります。もとより当時におきましては、中央の方からこれはどうせよ、ああせよという指示は全然来ておりません」、翌日は、上記三市以外の四市長（平塚・鎌倉・藤沢・小田原）に、次いで十八日は中等学校長会を開き、さらには二十日には県下の各界代表が出ている総合委員会を開き、終戦の連絡にあたったとされる（『戦後の神奈

川県政』。これらの会議を通じて県当局者が周知徹底をはかったことは何であったのか。藤原知事の回想によると「終戦処理の第一着手として、内務省よりの指令通達は公文書の焼却と陸海軍で保有していた特殊物資を民間へ引渡すことであり、もし時間的に間に合わなければ、とりあえず県に引渡しを受けるようにとの指図でした」。さらに「連合国が上陸して来ればどんなことが起きないとも限らないから、婦女子は連合国の目につかないところに置いた方がよいという意見を述べる人がいました。私はたしかにそうかもしれないと考えたので、隣組を通じてその趣旨を伝達させましたところ、葉が利きすぎて、親類縁者等をたよって移動する者が相当出て、人心が動揺したのは私の失政であったかと思っています」（藤原孝夫「終戦前後の思い出」『横浜の空襲と戦災』5）と述べている。

婦女子の避難の問題は、笑えぬ悲喜劇であった。当時副総理であった近衛文麿の秘書細川護貞の日記には「神奈川県知事は、終戦の詔書を拝するや、敵の進駐を恐れて、県庁の女子雇員に三月分の給与を与えて強制的に帰らしめ、解雇と危険防止の一石二鳥なりと得意なりしも、是が為神奈川県下は、回覧板にて婦女子の強制疎開を命ずる等、非常の混乱を惹起せり、浅はかなる者の為せる業」（細川護貞『細川日記』昭和二十年八月二十六日の条）と記しているが、地元の関係者にとっては深刻な問題であった。当時の半井横浜市長は「これは私も共同責任です。いまからみれば非常識な話といえるが、これはその当時の情勢を考えてみなければ判らない。なにぶん外国と戦って敗けたのははじめてだし、まして敵国の軍隊が上陸するというのだから国民は大きなショックを受けていた。よそからみれば、横浜はまずその試験台とみられていたわけで、婦女子のことも輪をかけて宣伝され、しまいにはお婆さんまで逃げ出すようなこともあった」といい、また、当時県のこの措置に反対であった横須賀の梅津市長も「帰って町内会長を集め県の意向を伝えるとともに、私としては反対だといったところ、当時すでに警察側からフレがまわっていて、町内会長は、それでは婦女子の貞操について市長は責任をもつかといわれたが、会長たちもついに

納得した」(『日本の夜明け前』『神奈川新聞』昭和二十七年四月二十五日～五月三日付)とどうような模様を伝えてゐる。「終戦」の断は下ったものの、何がこれから始まるのか、どうすればよいのか、県当局者も県民も五里霧中であつた。

進駐受入れの準備

ところでポツダム宣言受諾後の連合軍の動きについて、八月十六日の電報は、日本を占領する連合国最ニラのマッカーサーの司令部の許に派遣する旨の要求をしてきた。八月十七日に発足した東久邇内閣は、陸軍参謀次長河辺虎四郎を代表とし、海軍・外務省の代表からなる使節をマニラに派遣した。河辺使節一行は、八月二十一日に帰国し、連合国側の要求内容を政府に伝えたが、これによって初めて日本政府は本土進駐に関する連合国側の方針、日程、具体的要求事項の内容を知ることとなり、これに対する対応策を採ることとなつたのである。

連合国側の要求によれば、八月三十一日東京湾の米国戦艦上で降伏受諾を行うこととされ、これに到る日程として「八月二十六日(イ)先遣部隊空路厚木到着、(ロ)合衆国海軍部隊相模湾到着、(ハ)海軍部隊東京湾内に進入、八月二十八日(イ)聯合國最高司令官随行空輸部隊厚木飛行場着陸開始、(ロ)海軍及海兵部隊横須賀附近上陸、(イ)上記部隊は直に指定せられたる地域を占領し正式降伏完了迄の間駐屯すべし、八月二十九日～三十日空輸及海軍部隊引続き到着」となっており、この日程に沿つて必要な準備をすべき具体的事項を日本政府に命じていたのであつた(調達庁『占領軍調達史 調達の基調』)。

これによつて連合国軍(実質的には米軍)の本土進駐の最初の地点が神奈川県下の厚木・横須賀となることが明らかとなり、政府は大本営・神奈川県と協力しつつ進駐軍の受入れ態勢をつくることとなつたのである。すなわち、内閣総合計画局長官池田純久中将を中心とし外務省を主体とした横浜地区占領軍受入設営委員会を八月二十二日に設置し、外務省の秋山理敏公使を委員長、藤原神奈川県知事を副委員長とし、他に内閣総合計画局、内務、陸・海軍、通信、鉄道、軍需、大蔵省と県、横浜市

から各一名の委員を出して横浜地区の受入れ準備にあたることとなった(資料編 12 近代・現代②)き。また、占領軍進駐の最初の受入れ地である厚木には参謀本部第二部長有末精三中将を委員長とする厚木地区連合軍受入設営委員会を、また米海軍が進駐する予定の横須賀には横須賀鎮守府司令長官戸塚道太郎海軍中将を委員長とする横須賀終戦連絡委員会を、それぞれ八月二十四日に設置し、当面の進駐受入れ準備を行うこととなったのである(資料編 12 近代・現代②)き。さらに政府は、占領軍との連絡にあたる中央組織である終戦連絡中央事務局を設置し、外務省調査局長岡崎勝男をその長官に任命し(八月二十六日)たのであった。

神奈川県に進駐軍受入れ準備は八月二十一日から始まる。同日、後藤真三男内務部長と鈴木重信兵事課長は内務省によれば各省代表と協議し受入れ方策の検討を開始する。この際に横浜で敵をくいとめて東京へは一兵も入れないという政府の方針を命ぜられた(前掲「日本の夜明け前」昭和二十七年四月二十九日付)。政府の方針がどこまで成算のある見通しに立っていたのかは不明ではあるが、政府と神奈川県とが一体となって進駐軍受入れの組織づくりが進められたのである。また、これとは別に渡辺警察部長と中川警備課長が陸軍参謀本部に行き、軍側と警備の打合せを行った。県では二十四日から進駐軍受入れ実行本部を部課長を網羅して組織した(『神奈川県警察史』下巻)ほか、さらに県組織の強化をはかるため次長制をしき、防空総本部総務局長であった斎藤昇が県次長として赴任し対策にあたることとなったのである。しかし、五月の大空襲以後ほとんど物資がなく、さらに「玉音放送」以後旬日を経ない人心の動揺のなかで、短時間の内に要求された受入れ準備を進めることは容易なことではなかった。

県首脳が苦慮した第一の問題は警備対策で、厚木飛行場地域および横須賀周辺を含む第一次撤退地域から一切の戦闘部隊を撤退させることが要求事項に含まれていた。当時、厚木の航空隊では終戦に反対し徹底抗戦を唱える兵士がおり、八月十五日



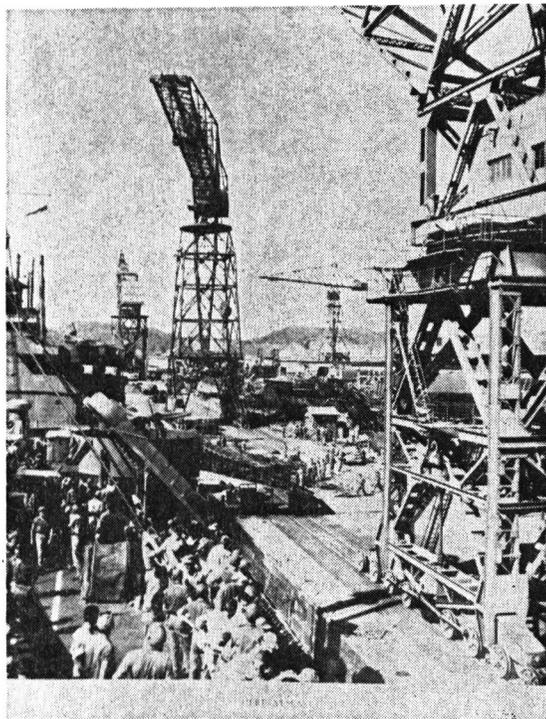
米軍横浜上陸

『戦後10年のあゆみ』から

以後も「天皇ノ軍人ニハ絶対ニ降伏ナシ」などの檄文を東京、横浜、横須賀市内等に散布するなど物情騒然たる状況であった。この他にも県下には、相模湾沿岸に約三万人の陸軍が、三浦半島には海軍の陸戦隊が約十万人おり、これら軍隊の撤退の必要があった。「各部では引渡し並に諸作業に必要な人員を除き退職手当と支給品（被服・食糧）を渡し至急解員帰郷せしめることになったが退職手当金の準備等に暇とるところもあって二十四日・二十五日頃になると聯合軍進駐せば掠奪に遭ふべしとの流言飛び逃亡者続出し又支給品以外のものを数回に亘り窃取逃亡するものも現れた。一般に軍隊は解消して何等命令服従

系統無くなったとの観念から進駐準備作業は極めて困難となった」（横須賀地方復員局「終戦時に於ける横須賀鎮守府関係参考資料」（再刻）、昭和二十二年九月）。こうした軍隊をかかえつつ進駐軍受入れの警備の中心となったのは警察であり、神奈川県下の警察官・消防官を中心に千百八十九名の警備隊を編成し、これに近県から応援の警察官二千六百四名を得て警備にあたったのである（『神奈川県警察史』下巻）。

第二の対策はより具体的な進駐軍受入れ、便宜供与の準備で、これに対する要求は細かく指示されていた。たとえば、総司令部区域に「提供セラルル一切ノ建築物及施設ハ其ノ目的ニ達スル如ク完全ナル家具及設備ヲ有シ適当ナル設備及衛生設備ヲ備フベシ」としたうえ、最高司令官、参謀長その他九名の将官に対する住宅、六百余名の士官・二千三百名の兵士のための兵舎の準備のほか、完全にガソリン等を供給した乗用車百五十台、バス二十五台、トラック五十台を用意せよというようなものであった。もとより要求はこれにとどまらず、厚木周辺の飛行場地域、横須賀の海軍地域にも準備をすべきこ



“HERE AT LAST”—海軍の横須賀上陸

齊藤秀夫氏蔵

とは山積みしていた。これら受入れ準備は、天候の都合で当初の予定が二日繰り延べられたことで辛うじて間に合うこととなった。「幸い暴風がございまして、二日延びたのでまったく助かりました。それまではどういっていき得ないというところまで覚悟しておったが、しかしあの際もしもやらずにおったら日本側はポツダム宣言に対して履行するところの誠意がないじゃないかと疑われるようなことがあつては、神奈川県として申し訳ないというので、まあ一生涯命やつた」というのが当時の関係者の回想である（「後藤内政部長の回想」『戦後の神奈川県政』）。当時の県内の状況を伝える資料は「一、軍隊ノ撤収、厚木基地周辺ノ清掃工作ハ概ネ順調ニ進捗シツツアリ、二、一般民心モ聯合軍用宿舎提供ノ為ノ立退等ニ依リ多少ノ動揺アリタルモ逐次平静ニ復シツツアリ」と八月二十七日の様子を伝えている（『横浜の空襲と戦災』5）。

こうして辛うじて準備が整った八月二十八日米軍先遣隊百五十名が、次いで三十日にはマッカーサー元帥とその幕僚が沖繩から厚木に到着した。マッカーサーは直ちに横浜入りし、ホテル・ニュージャランドを宿舎とし税関ビルに総司令部を置き、ここを舞台に日本の占領統治を始めることとなったのである。

一方、米海軍の占領予定地であった横須賀でも、八月三十日から米海兵隊の一部が上陸を開始した。当

日の横須賀市内の状況は「米国側ヨリ『上陸開始後占領指定地区附近ノ路上ニ動クモノハ人畜ノ如何ヲ問ハズ総テ飛行機ヨリ掃射スベキ』旨ノ予告アリタル為同日ハ早朝ヨリ市民ノ往来影ヲ潜メ上陸米軍ハ横須賀駅前ヨリ警備隊本部前ニ到ル鋪装道路占領地区ヲ限界トシテ之ヲ占拠シ十数間毎ニ歩哨ヲ立テテ監視ヲ行ヘルガ占領地区内外共至ツテ平穩ニシテ一発ノ発砲事件モナク極メテ平和裡ニ進駐ヲ了シタリ」という状況であつたが、「然ルニ米軍上陸後六時間以内ニ米兵ニ依ル強姦既遂三件全未遂一件及腕時計金銭巡査ノ帶剣小銃等ノ掠奪事件アリテ人心ノ動揺蔽ヒ難キモノアリ」と、米兵の進駐にともなう新たな問題が早くも発生してきたのであつた（資料編 12 近代・現代(2)七）。

二 占領下の神奈川県政

間接統治の はじまり マッカーサーの進駐から総司令部が東京の第一生命ビルに移る九月十七日までの間、国民の目は新しい日本の支配者の在る横浜の地を注目していた。横浜に総司令部のおかれたこのわずかな期間に、以後六年八か月に及

ぶ日本の被占領期の統治方式の枠組がほぼ決定され、戦後の日本の国政運営に対し大きな影響を及ぼすこととなつた。それだけでなく、連合軍の本土進駐が最初に神奈川を中心に行われたことは、その後の神奈川県政のあり方と県民の生活に対して大きな痕跡を残すこととなつたのである。

九月二日、横浜沖の米戦艦ミズリー号艦上で降伏文書の調印式が行われたが、その日の夕方、横浜終戦連絡委員会（八月三十日に設営委員会に代わり組織されていた）の鈴木九萬公使は米軍司令部の参謀長からマッカーサーが九月三日付で日本国民に対して三つの布告を發表する用意があることを知らされた。その布告は、日本政府の全権限を今後は最高司令官の下におき、最

高司令官の命令への違反者は軍事裁判に処し、さらに米軍票B円を日本の法貨とするという重大な内容のものであった。報らせに驚いた政府は、急拠岡崎終連長官を横浜に急派するとともに、翌三日には重光外相が閣僚として初めてマッカーサーを訪問し、布告公布の中止を要請した。日本政府はポツダム宣言の内容を完全に実行するだけの決意と実力を有するのであるから、日本政府を通して占領政策の実施をはかってもらいたいと懇請したのである。マッカーサーは、米本国から指令された占領政策が日本政府機構を通して統治を行うことを要求していることもあり、外相の要請を入れ布告の公布を中止し、以後も総司令部の命令を直接に日本国民に対して行うことなく日本政府に対して命令を発するというかたちで占領統治を行うこととなったのである。

一般に「間接統治」とよばれる占領下の日本政治の仕組みを簡単にみておくと、総司令部が占領政策遂行上必要な指令を日本政府に発するが、この際彼我の接触の窓口になるのが東京の中央終戦連絡事務局である。指令を受けた日本政府は、立法あるいは命令のかたちで国内措置をとり、都道府県・市町村にこの政策が浸透していくことになる。各府県には占領軍の軍政部(Military Government Team)がおかれ、日本政府が指令に従っているかを監視し指導を行う。この軍政部を統轄するのは、米第八軍(一九四五年末までは第六軍が西日本を所管していた)である。このように占領軍が全国各地に駐屯したため、それとの連絡事務のため主要都市には終戦連絡地方事務局が置かれ情報の提供便宜供与等にあたったのである。

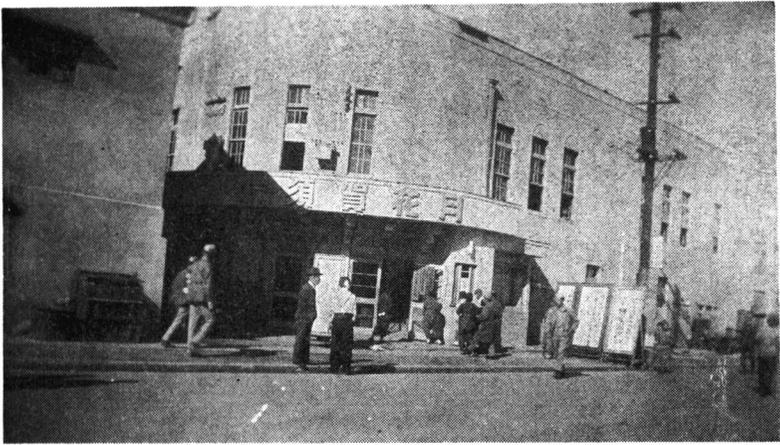
神奈川県の特異性

ところで神奈川県は本土で最初に米陸・海軍の進駐が行われたこともあり、占領行政組織も若干他の府県とは異なる特異性をもつこととなった。その一つは、連合国総司令部が東京に移ったあとも、占領部隊を指揮する第八軍の司令部が横浜に残されたことである。当初郵船ビルにあった第八軍司令部は各府県の軍政部の指揮監督にあたった。たとえば全国に散在する連合国軍将兵に対する監察は、第八軍憲兵司令部が行ったためその仕事は全国的なもの

が多く、終戦連絡横浜事務局が引き続き第八軍と日本政府の間の連絡業務を行ったのである。また一九四五（昭和二十）年末から第八軍が俘虜虐待等のいわゆるBC級戦犯の裁判を横浜地方裁判所の法廷で開始した。この裁判は一九四九年十月まで続き三百十七件、八百五十四名が裁判に付せられたのであった。

第二に、通常の府県の場合、府県の軍政部は全国に八か所おかれた地方軍政司令部 (Regional Headquarters) を通じて第八軍の指揮を受けていたのであるが、神奈川県の場合は第八軍司令部の直接の監督を受けていた。当初神奈川県ではUSACOM-Cという機関が第八軍管下の物資補給と神奈川県軍政を所管していたが、一九四六年三月末でこれが解体され新たに東京・神奈川県軍政部となり、さらに一九四八年二月からはこれが東京軍政部と神奈川県軍政部に分離された。一九四九年七月から従来軍政部は民事部 (Civil Affairs Team) と改称されるとともに次第に府県民事部の仕事は地方民事部に統合されることとなり同年十一月までに各府県の民事部は廃止されることとなった。神奈川県民事部も十月三十一日に解散した。ともあれ神奈川県軍政部が第八軍と密接な関連をもっていたことは他県とは異なる事情であり、終戦の横浜事務局も第八軍司令部とともに神奈川県軍政部との折衝にもあたっていたのであった (資料編 12 近代・現代 (2) 六)。

第三に、横須賀軍港地域は当初から米海軍が進駐したが、その後も特別地区として第八軍の指揮系統とは別に横須賀海軍基地司令部内に軍政府 (Military Government Office) がおかれ占領行政にあたることとなった。これも一九四九年から民事部と名称が改められた。進駐受入れの際に作られた横須賀の終戦連絡委員会が終戦横須賀事務局に再組織され横須賀市との連絡にあたることとなったが (資料編 12 近代・現代 (2) 七)、ここに大きな問題があった。というのは米軍の管轄区域と日本の行政区画が同じでなく「久里浜、北下浦、武山、長井、大楠、逗子地区は米陸軍の管轄区域として第八軍の管理下にあるという、他地域には見られない複雑さが本市〔横須賀〕にはあった」 (『横須賀百年史』) のである。



敗戦直後の横須賀

齊藤秀夫氏蔵

渉外行政

このように県下に進駐軍の重要な司令部がおかれたため、県・市の行政を進めるにあたっては、終連を通じて政府に与えられ、政府から流されてくる指令の実行をはかるとともに、これら県下の司令部・軍政部から直接に寄せられる要求をも実行する必要があったのである。

このため知事、あるいは進駐軍の駐屯地である横浜・横須賀等の市長は直接にこれら米軍の司令官、関係者との対応を迫られることも多く、これら首長の「渉外」能力が必要とされるに至ったといえる。逆にいえば、首長の「渉外」能力のいかんによっては、これら司令部を通じてさまざまな問題を解決する可能性があったともいえるのである。たとえば、第一表は、知事・横浜市長の一九四七、四八年の行動日程から占領軍関係との対応と思われるものを抜き書きしたものである。このような断片的情報からも知事・市長の日程のなかで「渉外」事項がいかに大きな位置を占めていたかが伺えるであろう（知事日程については当時の秘書課長桜井芳雄の「日記」から、横浜市長については「横浜市事務報告書」「横浜の空襲と戦災」5所収から作成）。

こうした事情から、県でも十月二十六日には知事官房に渉外課をおき、占領軍関係の業務の窓口とすることとした。組織上は八月に官房渉外係をおいたことになっているが、実質的には知事以下各部課長が一九となって渉外関

第一表 県知事内山岩太郎と横浜市長石河京市の日程一覽

年月日	内山県知事・石河横浜市長日程記事	年月日	内山県知事・石河横浜市長日程記事
一九四七		八・七	C I C (民間情報部) 大西少尉
(四、二)	第八軍関係係官を訪問(就任挨拶)	八・三〇	ケント、マックリン、知事室、部長以上
(二六)	東京神奈川地区軍政部メルバーク大佐(就任挨拶)	二	横須賀デッカー(国有財産に就て)
(一七)	米第八軍司令官アイケルバーガー中将(就任挨拶)	(九、三)	貿易使節団懇談会(於磯子偕楽園)
(五、二)	米軍政部長招待懇談会(於市長公舎)	三	衆議院事務総長室特市問題ニ付テGHQ
(二六)	総司令部スノー少佐来庁(公職適否審査委員会の審査事務監査)	三	国際劇場(菊五郎)進駐軍
六、六	第八軍メルバーク大佐の招待、横浜	(一〇、一)	進駐軍招待観劇会(県市、桑島文化部共催於国際劇場)
七	第八軍技術部隊ベッグ、ペーシックと共にダム視察	一〇時	首相官邸、GHQ申入れ、米麦、馬レイ薯供出
三	進駐軍(NYK-郵船)	三	二・三〇、C I C
七	ケント来庁、共産党の關係	六	八時、C I C
三〇	ヒギンス中佐招待	二、五	四・三〇、公舎ポーター大佐
三六	一〇時、アイケルバーガー	六	一・三〇、鎌倉保育園、西洋人八人
(七、三)	第八軍司令官アイケルバーガー中将(米独立記念日に当たり祝詞)、市会議長同道	一五	二時、パイヤー偕楽園
八	六時、磯子園内山口宅、知事、モース、佐藤	三	二時、ライカード
二〇	九時仏人フック、二時進駐軍少佐	三六	五時、GHQ
二四	六時、東京GHQ(六・三〇迄に帝国ホテルへ)	一九四八	
三六	一・三〇外人接待、与瀬ダム	(一、一)	連合軍第五九八部隊ビヤス大佐来庁
三六	三・三〇アイケルバーガー	(一七)	MP物資日本駐在責任者ゴールドンギ氏来庁
(八、三)	総司令部經濟部各課長招待(農林省と共催)厚木で鮎漁、懇談会には農相夫人、政務次官、市長代理として助役出席	(二七)	プレジデント・クリーブランド号にネルソン船長(助役帯同)
		(二九)	軍政部C I C大西大尉来庁
		二、八	七時、ダックス少佐・マクロン少佐各夫妻、公舎

<p>(七六) 第八軍司令官アイケルバーガー中将(独立記念日の祝詞、</p>	<p>九・三〇、SCAPCIE図書館開館式</p>
<p>元 一時、GHQ、経済科学局スカルノ</p>	<p>三 四時、ゲマインダ神父講演会</p>
<p>(一四) 第八軍憲兵隊ヘリー大尉に交通関係に感謝状を贈呈</p>	<p>六 午前、GHQ(日本貿博の件)</p>
<p>(於市長公舎)</p>	<p>八 H・バセウト夫人、民間情報教育局O・S・モーセン少佐</p>
<p>六 八時、東京、石油会社の件で商工省、GHQ</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>七 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 H・バセウト夫人、民間情報教育局O・S・モーセン少佐</p>
<p>八 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三 GHQ</p>	<p>四 四時、ゲマインダ神父講演会</p>
<p>四 一時半、ハルスリー少将(綿花ビル)</p>	<p>四 四時、ゲマインダ神父講演会</p>
<p>五 一時半、ハルスリー少将(綿花ビル)</p>	<p>四 四時、ゲマインダ神父講演会</p>
<p>六 一時半、ハルスリー少将(綿花ビル)</p>	<p>四 四時、ゲマインダ神父講演会</p>
<p>七 八時、東京、石油会社の件で商工省、GHQ</p>	<p>六 午前、GHQ(日本貿博の件)</p>
<p>八 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>九 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一〇 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一一 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一二 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一三 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一四 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一五 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一六 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一七 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一八 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>一九 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二〇 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二一 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二二 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二三 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二四 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二五 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二六 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二七 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二八 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>二九 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三〇 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三一 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三二 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三三 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三四 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三五 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三六 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三七 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>三八 三時、上智大学スベルマン大司教観会</p>	<p>六 赤十字トレーニングセンター、米国赤十字特派オードレ・</p>
<p>市会議長同道)</p>	<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>導、一時連合国最高指令部民政局地方行政課長チルトン</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>中佐以下、二時第八軍軍政部係官、三時神奈川軍政部係官</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>九時、GHQ 地方自治講演会討論会</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>一〇時、ベルリ上陸記念式(九六周年)、一時、デッカ</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>一その他総司令部外交局長シールポルト氏も参加</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>横浜陸上輸送司令官(助役帯同)</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>神奈川地区軍政部教育課長マックマナス</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>一〇時、埼玉県知事来県(アイケルバーガー)</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>三時・五時、ハント大佐</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>ケヤ物資受領感謝式(於高島町)</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>九・四五、東京都安井知事、内山知事、アイケルバーガ</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>一訪問</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>GHQチャールズ、リッチエー富士箱根国立公園視察</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>GHQマッカーソン小島児童局長来県</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>アイケルバーガー夫妻横浜港出帆、輸送船バックナー船</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>帰国するアイケルバーガー中将に花束贈呈(於中央波止</p>
<p>九時、GHQ 地方自治講演会、県立第一高女講演並指</p>	<p>場)</p>

年月日	内山県知事・石河横浜市長日程記事	年月日	内山県知事・石河横浜市長日程記事
一九四八			
四	四時、ヘレンケラー女史歓迎茶会、丸の内工業倶楽部	一〇、三	二・三〇、バイヤー招待懇談会、商工会議所四階
五	五時、ミス・バゼット送別会、公舎	三	三時、県教育委員マックマナス氏懇談会、二・三〇、第八軍司令官ウォーカー中将、知事会見
六	四時、ヘレンケラー女史講演会(メモリアルホール)晩餐会、公舎	二	八軍司令官ウォーカー中将、(市会議長・助役同道)
六	ヘレンケラー記念講演会(於横浜公園音楽堂)	二	六・三〇、日米観光事業につきミスター・ベケット氏歓迎会、ミスター・フレミングダ氏主催
六	神奈川軍政部司令官ポーター大佐	二、三	一―時、ロッジ氏来庁(博覧会の件)
二	九時、ウォルトン・H・ウォーカー中将(第八軍司令官)着任	三	三時、アメリカ領事館へ(二時間計り)、一―時ヂェムス・エル・フィザー博士招待、公館、一時、同博士講演会、CIE
二	二時、シヤム政府代表団八人(接遇本部)ガーデン・テ	三	六時、スペイン公使、一〇人、公館
二	イーパーテイ	三	三時、デッカー司令官訪問
二	六時、フランス・イギリス領事送別会、公舎	三	九・三〇、GHQ(神交労連)
二	六時、ポーター大佐副司令官部歓迎会、公舎、外人一八人出席	三	軍政部工業建設課長ハッス氏
二	神奈川軍政部司令官ポーター大佐	三	午前、E・W・パトリック号ゲイサー少佐帰国見送り
二	四時、ハマライフ懇談会、茅ヶ崎市役所	三	一〇時、GHQ天然資源局、二時、トニー・シグエル(ニカラガ人)、アントニオ・シオフォア・ゲル(貿易の件)五・三〇、米赤関係者招待、一八人、公舎(外人三夫妻)
二	一〇時、横須賀(デッカー司令官) 田浦の会館	三	三・三〇、ウォーカー中将訪問
二	一時、ハマライフ来庁	三	三・三〇、ウォーカー中将訪問
二	六時、横浜憲兵司令官(メージャー・トム)帰国送別会、一〇人	三	三・三〇、ウォーカー中将訪問
二	六時、アメリカ総領事帰国送別会	三	三・三〇、ウォーカー中将訪問
二	五時、社会事業家、黒川夫人、フック	三	三・三〇、ウォーカー中将訪問
二	四時、故ウイリアム・スペンサー弁護士追悼会、フェリス女学校CIE懇談会	三	三・三〇、ウォーカー中将訪問

(一)内は石河京市横浜市長日程
(二)内は石河京市横浜市長日程
(三)内は石河京市横浜市長日程

係の実務を進めていたのであり、実質的に独自の組織としての涉外係が機能しはじめるのは十月のはじめからであった（涉外事務局『昭和二十二年知事事務引継書』）。その後の県庁内の涉外関係の組織の変化を簡単にみておくと、一九四六年二月一日に涉外課は内務部に移り、同年十一月に涉外事務局を設置し、これまで県庁各部がそれぞれ分担していた業務をこの各課に担当させることとなり、以後涉外事務局の内部組織は変遷を重ねるが、ここが涉外行政の窓口となったこととなったのである。また、これら県の組織に対応して、占領軍を実際に受け入れることとなった横浜・横須賀・川崎などの主要な市でも、涉外部門にかかわる担当業務が重要な市の業務となってきたのであった。

占領下におかれた日本において、占領政策が日本の政策を規定したという意味においては、すべてが涉外行政とかかわったといえるのであるが、県の行方狭い意味での涉外行政の主たるものは占領軍のための調達業務であった。占領直後、連合軍と日本政府の双方の側で調達の手続きが確立しない前に実際の調達業務は開始され、かつその要求が無秩序になされたためこの業務にあたった担当者は、仕事の手順づくりから始める必要があった（西田喜七「敗戦と神奈川県の涉外行政をめぐって」『神奈川県史研究』二八号）。その後一九四七年九月に特別調達庁が政府レベルで作られ調達業務は同庁横浜出張所に引き継がれ、涉外事務の内容も進駐軍の労務管理から将兵宿舎の建設管理を主とするようにと変化していったのである。

この他、涉外関係の問題としては県内在留の外国人にかかわる業務があった。県内在留外国人は第二表にみるとおり一九四七年二月十五日現在で三千五百七人とされているが、この表にはあらわれない旧植民地の台湾人四百六十五人、朝鮮人一万八千三百十三人を加えると二万人以上にものぼった（『昭和二十二年知事事務引継書』）。これら県内在留の外国人に対しては戦争中の関係に応じて、連合国人にはその財産管理、旧枢軸国（敵国）人にはその財産の管理・処分と送還、また旧植民地の台湾人・朝鮮人については終戦直後は行政的に無秩序の状態であったが、一九四七年五月の外国人登録令以後外国人として登録を

第2表 在留外国人国籍別人員表

公安課 昭和22年2月15日現在

種別	国 籍	戸数	人員	男	女	種別	国 籍	戸数	人員	男	女	
連	米 国	21	30	17	13	中 立 国	瑞 典	4	8	5	3	
	英 国	51	89	39	50		瑞 西	10	13	10	3	
	愛 蘭	4	4	—	4		西 牙 牙	14	18	4	14	
	フ ラ ン ス	53	63	35	28		ポルトガル	14	52	27	25	
	丁 抹	2	4	2	2							
	オランダ	18	32	20	12		計	42	91	46	45	
	ルクセンブルク	1	1	—	1							
	ギリシャ	3	6	4	2		独 逸	254	396	202	194	
	チェッコスロバキア	3	7	3	4		洪 牙 利	8	19	9	10	
	ユーゴスラビア	2	4	1	3		ユダヤ系ドイツ人	3	6	4	2	
エジプト	1	3	—	3	オーストリア	9	16	4	12			
トルコ	1	1	1	—	計	274	437	219	218			
メキシコ	1	1	—	1	敵 国							
合	サルバドル	1	1	—	1	伊 太 利	19	30	18	12		
	キューバ	1	1	1	—	旧 露	70	166	76	90		
	ノルエー	2	2	1	1	フィンランド	3	3	3	—		
	印 度	5	8	6	2	アルゼンチン	1	1	1	—		
	ベルギー	1	1	—	1	シ ャ ム	3	4	3	1		
	カナダ	5	15	8	7	無 国 籍	13	23	13	10		
	印度ネシア	32	32	30	2	トルニタール	1	4	2	2		
	ソ 連	5	15	8	7	コストニヤ	1	4	3	1		
	濠 洲	2	2	1	1	マ レ ー	1	1	—	1		
	中 国	641	2,328	1,325	1,003	計	111	236	119	117		
ブラジル	2	2	1	1								
米国二世	69	101	53	48	総 計	1,354	3,517	19,401	1,177			
計	927	2,753	1,556	1,197	国名・数字は原資料のとおり							

行うこととなったのである。

三 占領下の県民生活

進駐兵士との事故

本土で最初に米軍が進駐し、その後も多くの米軍将兵とその家族が県内に滞在することとなった神奈川
県では、米軍の存在はさまざまな局面で県民の生活に影響を及ぼし、ひいては県行政においてそれにと
もなう課題を産みだしてきた。

県内に進駐した米軍の数の変化を跡づけることは容易ではないが、占領初期には次の様な数字があげられる。本県に進駐したのは、当初第八軍第十一軍団麾下の師団であったが、一九四五（昭和二十）年十一月中旬、東京から移駐してきた騎兵第一師団麾下の第一旅団と交代したのである。このように多くの兵士が県内各地に進駐を始めると、それにもない進駐軍関係の犯罪も生じ始め、県民に対し進駐軍兵士との接触に関する注意事項等が町内会・部落会等を通じて徹底されたのである。例えば九月十七日に相模原町で配布された「進駐聯合軍外出ニ依ル危害未然防止ニ対スル回覧」は、連合軍兵士が近く外出を許可されるので不慮の危害を予防するため「無用ノ摩擦ヲ生ジナイ様注意スルコト」、暴行・物の強奪の素振りが見えたら「断然立入ヲ拒絶スルコト」、事故が起こった時は「米兵ノ人相特徴等ヲ良ク見テ置イテ直ニ警察ニ届ケルコト」等の注意を与えると共に、横浜・横須賀で事故があったが、被害者が泣寝入りをしたため捜査ができぬことを述べ、米兵の肩章に注意をしておくべきことなどを知らせている（資料編 12 近代・現代(2) 105）。

こうした注意にもかかわらず、進駐当初には特に横浜・横須賀を中心に進駐軍人による犯罪が発生した。県公安課の調べで

第3表 県内米軍進駐状況

警察署別	進駐 月日	進 駐 場 所	45. 9. 5	45. 9. 13	45. 12. 4	46. 1. 15	参考45. 10. 15 現在終戦事務 情報3号より
藤 沢	8. 30	厚木飛行場	12,076	} 9,050	大和 1,000	1,000	1,000
〃	9. 2	藤沢航空隊	550		605	981	
〃	9. 4	須賀砲台兵舎	640				
〃	9. 4	海軍電測学校	1,807				
横須賀	8. 30	横須賀鎮守府外 6	17,000	17,000	16,000	13,300	17,000
山 手	8. 30	文寿堂外19	11,551	1,860	1,055	1,068	
加賀町	8. 30	横浜税関外26	8,000	8,000	7,000	7,000	8,000
鶴 見	9. 2	日本肥料外 2	1,280	1,050	3,475	3,628	
神奈川	8. 30	浦島国民学校外 7	2,630	7,169	5,943	6,243	
鎌 倉	9. 1	海軍工廠深沢寮	600	600	350	450	600
磯 子	9. 1	海軍施設部外 2	1,240	1,625	805	955	1,625
高 津	9. 1	東部62部隊	350	120	240	240	
厚 木	9. 1	厚木警察署	11		35	69	
上 溝	9. 3	相模造兵廠外 4	7,100	1,300	42,000	42,250	
戸 塚	9. 5	戸塚海軍病院外 1	200	800	1,320	1,320	
戸 部		震災記念館		300	4,400	350	
保土ヶ谷	9. 11	東亜石油専門学校		1,400	350	770	
川 崎	9. 9	ジーゼル自動車工員寮		200	2,700	2,700	200
平 塚	9. 7	海軍火薬廠外 3		2,950	1,000	1,000	1,500
葉 山	9. 5	武山海兵団外 5		326	1,292	1,292	
小田原	9. 8	内閣印刷局宿舎外 1		1,636	400	400	3,886
浦 賀	9. 13	鴨居防備隊		300	225	225	300
大 岡		昭和実業会社			130	130	500
川 和		元田奈部隊恩田倉庫			25	25	
中 原		東京航空計器外 3			825	1,120	
松 田		山北理研			7	70	
秦 野		大秦野駅外 1			59		
伊勢原		伊勢原警察署			20	20	
計			65,035	55,386	91,611	85,314	

数字は資料のとおり

『神奈川県警察史』下巻から作成

は、一九四五年に発生した犯罪（交通事故を含む）は千八百三十九件で、そのうち警察官の被害が七十一件を数え、検挙件数は五十一件という状態であった。このように犯罪の頻発が続くと、県警察部はいくつかの事故対策を講じたが、その主なものは、町内会・部落会・隣組や新聞を利用した一般民衆の啓蒙のほかに、連合軍憲兵との連絡協調を行うこととし、県警察部長が第八軍憲兵司令官と緊密な連絡を保持すると共に憲兵部隊「所属部下ヲ警察署ニ常時配置ヲ受ケ事件発生ノ都度何時ニテモ警察官ト同道ニテ現場ニ臨檢」するとともに、事故発生のおつど、横浜・横須賀・厚木の終連を通じて抗議を提出し処理を要求することとしたのである。さらに土産品・記念品あさりから発生する物品強奪を防ぐため土産物販売店の整備拡充、進駐軍兵士と県民の街頭における物品売買等の取締りなどの他に、「カフェ、キャバレー、ビヤホール、娯楽場、遊郭其ノ他一般慰安施設ノ整備拡充」などで対応しようとしたのであった（資料編 12 近代・現代(2) 四）。

これら慰安施設の問題は、進駐軍受入れの当初から県警察部が苦慮した問題でもあった。政府は八月十八日、内務省警保局長名で外国軍駐屯地における慰安施設を準備するよう無電で通達し、警察署長が性的慰安施設、飲食施設、娯楽場を設置すべき要請してきたのであった。このため県警察部では関係業者を督促して横浜・横須賀を中心として県下各進駐地域の周辺と従来外国人の多く居住していた地域に進駐軍向け慰安施設を設営する方針をとった。こうして、早くも九月三日には横浜・横須賀市では進駐兵士のためこれら慰安施設が営業を開始し、一九四五年末では横浜市内で百七十四業者、三百五十五名の接客婦が、また横須賀市では百六十四業者、三百五十八名の接客婦が「慰安」に従事していた。さらに、藤沢・平塚・高津・小田原・秦野・厚木方面においても、従来の施設を利用し営業が行われた。さらに外人向けキャバレー・カフェー等の営業も横浜・横須賀地区を中心に行われ、一九四六年二月末現在で、キャバレーは横浜九、横須賀二、その他三、カフェーは横浜八、横須賀三、その他十三、計キャバレー十四、カフェー二十四の営業許可がなされていた（『神奈川県警察史』下巻）。

第四表 連合軍関係事故発生調(敗戦より昭和二十二年二月末日迄)

神奈川県公安課

備考	合計	交通事故	計	その他	の被害官	強取自動車	単純暴行	傷害	窃盗	強盗	強姦	殺人	種別		昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
													八月	九月			
○内は検挙件数を示す	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	八月	①		
	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	九月	②		
	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	十月	③		
	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	十一月	④		
	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	十二月	⑤		
	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	計	⑥		
	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	一月	⑦		
	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	二月	⑧		
	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	三月	⑨		
	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	四月	⑩		
	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	五月	⑪		
	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	六月	⑫		
	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	七月	⑬		
	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	八月	⑭		
	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	九月	⑮		
	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	十月	⑯		
	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	十一月	⑰		
	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	十二月	⑱		
	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	計	⑲		
	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	昭和二十年	⑳		
	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	㉑	昭和二十一年	㉑		
	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	㉒	昭和二十二年	㉒		
	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	㉓	計	㉓		
	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	㉔	昭和二十年	㉔		
㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	㉕	昭和二十一年	㉕			
㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	㉖	昭和二十二年	㉖			
㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	㉗	計	㉗			
㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	㉘	昭和二十年	㉘			
㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	㉙	昭和二十一年	㉙			
㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	㉚	昭和二十二年	㉚			
㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	㉛	計	㉛			
㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	㉜	昭和二十年	㉜			
㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	㉝	昭和二十一年	㉝			
㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	㉞	昭和二十二年	㉞			
㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	計	㉟			
㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	昭和二十年	㊱			
㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	昭和二十一年	㊲			
㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	昭和二十二年	㊳			
㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	計	㊴			
㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	昭和二十年	㊵			
㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	昭和二十一年	㊶			
㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	昭和二十二年	㊷			
㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	計	㊸			
㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	昭和二十年	㊹			
㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	昭和二十一年	㊺			
㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	昭和二十二年	㊻			
㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	計	㊼			
㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	昭和二十年	㊽			
㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	昭和二十一年	㊾			
㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	昭和二十二年	㊿			
㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	計	㊱			
㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	昭和二十年	㊲			
㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	昭和二十一年	㊳			
㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	昭和二十二年	㊴			
㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	計	㊵			
㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	昭和二十年	㊶			
㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	昭和二十一年	㊷			
㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	昭和二十二年	㊸			
㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	計	㊹			
㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	昭和二十年	㊺			
㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	昭和二十一年	㊻			
㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	昭和二十二年	㊼			
㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	計	㊽			
㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	昭和二十年	㊾			
㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	昭和二十一年	㊿			
㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	昭和二十二年	㊱			
㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	㊲	計	㊲			
㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	㊳	昭和二十年	㊳			
㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	㊴	昭和二十一年	㊴			
㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	㊵	昭和二十二年	㊵			
㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	㊶	計	㊶			
㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	㊷	昭和二十年	㊷			
㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	㊸	昭和二十一年	㊸			
㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	㊹	昭和二十二年	㊹			
㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	㊺	計	㊺			
㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	㊻	昭和二十年	㊻			
㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	㊼	昭和二十一年	㊼			
㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	㊽	昭和二十二年	㊽			
㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	㊾	計	㊾			
㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	㊿	昭和二十年	㊿			
㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	昭和二十一年	㊱			
㊲</																	